第百十九条第二項中「第十二条第一項」の下に「（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　管財人は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、管財人は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

第百二十五条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百四十四条の見出しを「（電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等）」に改め、同条第一項中「更生債権者表及び更生担保権者表」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子更生債権者表（更生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）及び電子更生担保権者表（更生担保権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生担保権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項の更生債権者表」を「電子更生債権者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の更生担保権者表」を「電子更生担保権者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第四項中「更生債権者表又は更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容」に改め、「その記載を」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　裁判所書記官は、第一項の規定により電子更生債権者表又は電子更生担保権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

第百四十四条に次の二項を加える。

6　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

7　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第百四十七条第三項及び第百四十八条第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百五十条第二項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければ」を「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表に記録しなければ」に改め、同条第三項中「更生債権者表及び更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の記録」に改める。

第百五十一条第五項及び第百五十四条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百五十七条中「更生債権者表又は更生担保権者表に記載されている」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録されている」に改める。

第百五十九条第三号中「記載された」を「記録された」に改める。

第百六十条の見出し中「記載」を「記録」に改め、同条中「申立てにより」を「申立てがあった場合には、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければ」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録しなければ」に改める。

第百六十五条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百九十四条第一項中「更生債権者表、更生担保権者表」を「電子更生債権者表、電子更生担保権者表」に改める。

第百九十六条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第二百六条の見出しを「（更生計画の条項の電子更生債権者表等への記録等）」に改め、同条第一項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければ」を「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表に記録しなければ」に改め、同条第二項中「更生債権者表又は更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録」に改める。

第二百三十五条の見出し中「更生債権者表等の記載」を「電子更生債権者表等の記録」に改め、同条第一項中「更生債権者表又は更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録」に改める。

第二百四十条の見出し中「更生債権者表等の記載」を「電子更生債権者表等の記録」に改め、同条中「更生債権者表又は更生担保権者表の記載」を「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録」に改める。

別表を削る。

第二節　会社更生法の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第二百三条　前条の規定による改正後の会社更生法（以下この節において「改正後会社更生法」という。）第十三条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される更生事件（以下この節において「改正後更生事件」という。）における更生手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第二百四条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後更生事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された更生事件（以下この節において「改正前更生事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第二百五条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後更生事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第二百六条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後更生事件における公示送達について適用し、改正前更生事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第二百七条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後更生事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前更生事件及び改正前特例更生事件をいう。以下この節において同じ。）における第二百二条の規定による改正前の会社更生法（以下この節において「改正前会社更生法」という。）第八条の四第一項（改正前更生特例法第十条の二及び第百七十六条において準用する場合を含む。）に規定する申立て等については、改正前会社更生法第八条の四（改正前更生特例法第十条の二及び第百七十六条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第二百八条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後更生事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前更生事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第二百九条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後更生事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前更生事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後更生事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前更生事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第二百十条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後更生事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。